

月刊労働ペーパー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 38

労働安全衛生法改正

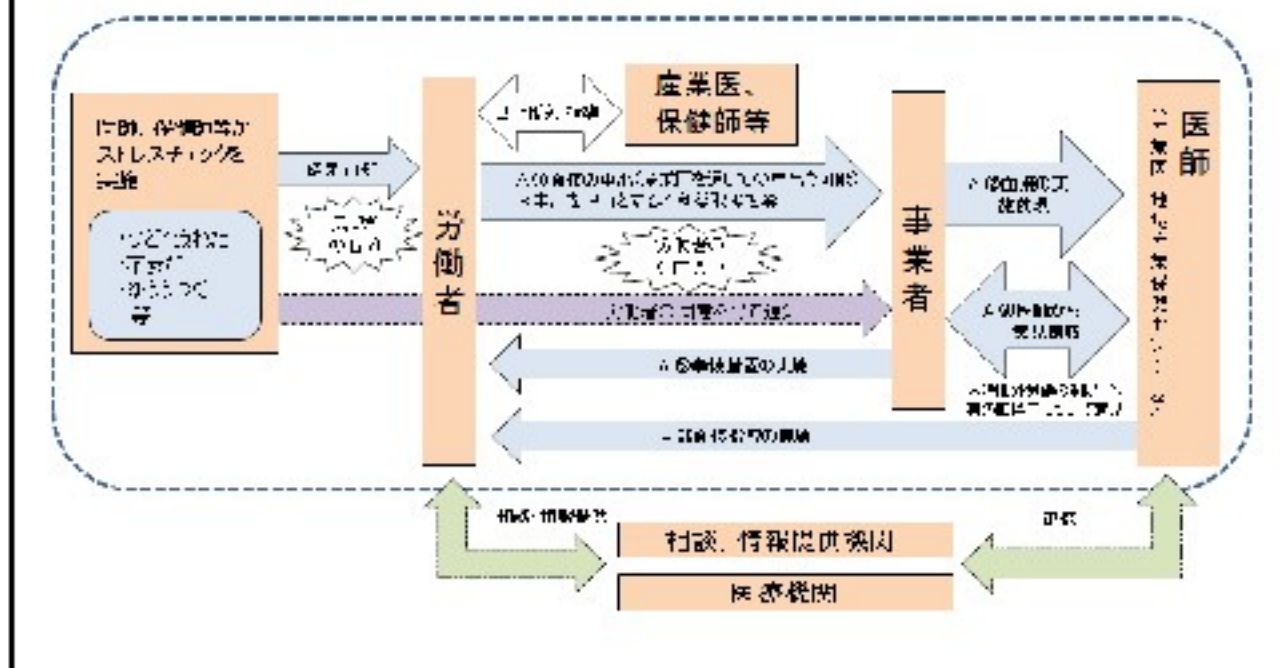
心理的な負担を把握するため「ストレスチェック」義務化

第186回通常国会に提出された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が同年6月19日に可決成立し、同月25日をもって公布されました。その改正事項の中の一つに、事業主に対する、いわゆる「ストレスチェック」の義務化というものがありません。これは、精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新(平成21年度234件、平成22年度308件、平成23年度325件、平成24年度475件)するといったことを受け、労働者がメンタル不調に陥ることを未然に防ぐことを目的とした制度です。また、従業員本人満足の事業場に対しては、当分の間、努力義務とされています。

事後措置の具体的内容

ストレスチェック制度の概要については、図1に示す通りとなっています。図1の面接指導の結果、④で医師から意見聴取した事

図1 ストレスチェック制度の概要(厚生労働省ホームページより)



業者が④の事後措置で行う場所の変更、作業の転換、働き内容については「就業場所の変更、作業の転換、深夜業の

回数減少等の措置を講ずるほか、「とされているが、具体的には、厚生労働大臣が必要な指針を公表することとされており、その内容が気になるとうる。また、施行日については「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日」とされていますが、実務上不明な点が多いのが現状です。で、情報が入り次第お伝えして参ります。

耐えすぎることを評価してはいけない

労働者に対するストレスチェックの受診義務については「労働者の意に反してまで、ストレスチェックの受診を義務づけることは適当でないため、労働者の受診義務に関する規定は削除する」として当初案が修正されました。つまり、本人が望まなければ、このチェック制度は機能しないという事です。この改正は「精神疾患を採り出すためのもの」ではなく、あくまでも「心理的な負担の程度を把握するため」ではありませんが、精神疾患の労災認定が増加している現状においては、その抑制が最終的な目的の一つであることが推測できます。ところで、日

本では、まだまだ精神疾患を公にすることに抵抗を持つ傾向にあり、内科を受診する程度に抵抗なく、心療内科や精神科を受診できる文化・風土にはなっていないと私個人は感じています。本堂にどうしようもない症状に陥った時に初めて、周囲の目を気にしつつ、一人であるいは家族とその病気に向き合うのが実態ではないかと思えます。よく、秋田の人間は忍耐強いと言われます。忍耐強い事は誇るべき素晴らしい事ですが、それが故に、表に出たときはすでに症状が進みすぎているという事も少なくないのかもしれない。企業におけるリスク管理として、ストレスチェックとともに「耐え過ぎてくる労働者」を早期に見出し適切な配慮をすることも重要なのではないかと私は考えています。「耐えすぎる原因」が「労働者の性格」に起因するものだとすると、それならそれで対応策を考える

所長の一言

わずか一週間であったが30年ぶりくらいに入院する羽目になった。秋田市内の某総合病院である。かかりつけ医の紹介による診察であったが、総合病院は患者数も多いため、緊急性が高いのでなければ、名前が呼ばれるまではかなり待たなければならぬ。呼ばれても診察室の待合でさらに待つ。それから血液、尿をはじめ症状に合わせた検査を受ける。それだけで身体を壊しそうだ。結果入院治療となった。当人は痛いと痒いとが言う症状がなかったため、退院の日々を送った。定期的に経過を見に看護師さんがやってくるが、毎日担当が入れ替わる。この人達の労働時間、賃金がいかにひどい職業柄考えてしまう。患者は入院中は不安になるからやむを得ないが保険による至れり尽くせりの取扱が、医療費を押し上げていると感じた。なにかと医療機関としての責務はあるかと思うが、家族や自身ができることは入院中でもやらせて保険負担を減らすべきではないか。ただ、男性の看護師に身体を触られるのはとても抵抗があった。均等法があっても、この職業は女性に限る。

☆

(社会保険労務士 堀井 潤)

ことが必要です。現代社会ではストレスの原因は仕事以外にもたくさんあります。その全ての対応を企業に負わせるような制度は間違っていると思えますが「ストレスは個人の問題」と全てを無視することもまた時代の流れに逆行するものと考えられます。

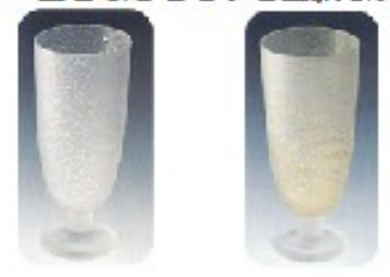
☆

(社会保険労務士 柴田 幸春)

記念品



献血をすると、回数によって記念品がもらえることを最近知りました。献血回数が10回に達した息子が、こんなガラス器をもらったので、冷酒なんかを飲んだら美味しそう。回数が30回、50回と増えるの色違いがもらえます。更に70回、100回となるともっと立派なガラス器になります。



100回に到達するには、月一回献血したとして8年と4カ月! 私が献血ルームに行ったことがあるのは1回だけですが、好きな飲み物が飲めて、お菓子も置いてあって時間さえあればゆっくりと過ごせるような空間でした。しかもボランティアの時期には生ジョッキをくれたり、ホワイトデーの時期にはお菓子の詰め合わせをくれたりと至れり尽くせりな感じなのです。たくさんの人へ献血をしてもらうためなのだと思いますが、1回の献血の血液でどのくらいの金額になるんだろう? 赤字ではないのだろうか? と、余計な心配をしてしまいました。(長沼 美津子)

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春
E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

